平成23年1月発行 第50号

墨田区消費者ニュース

明けましておめでとうございます!!

消費者センターでは、区民の皆様が安全・安心で 豊かな消費生活を営む事ができるよう、「消費生 活相談業務・啓発活動」に努めておりま

す。安心して相談を受けられるような体制をとっていますので、悩みごとや困ったことがありましたら、お気軽にご相談ください。





テーマ「知っておきたいお葬式の値段!」を開催しました。

増加する葬儀サービスのトラブル

近頃はお葬式も様変わりし、「人生のエンディングを自分らしく」と考えている人が増えています。しかし、現実には心の準備や情報収集ができていない状況で契約していることが多いようです。

- ① 葬儀の費用が予想より高額であった。
- ② 希望どおりの葬儀ができなかった。
- ③ 会葬御礼に出した料理が葬儀費用一式と別料金で請求された。

など、葬儀に関する相談が多くなっています。そこで、いざという時に困らないために、消費者センターに寄せられた相談事例を参考として、お葬式の基礎知識や契約時のポイントなどについてお話しました。



参加者から

講座について、半数の方が「良かった」とのアンケートの結果をいただきましたが、 ①死亡届や埋火葬許可等の手続きついて ②お墓の購入・契約や墓石の値段 ③具体的 な葬儀の費用 などもっと詳しく知りたいとの要望もありました。

いただいた意見・要望を参考として、次回の講座を企画します。ご期待ください。

- ※ 次回の消費者講演・懇談会「シニアのためのライフプランと資金運用の基礎知識」
 - ◆日時·場所等⇒2月16日(水) 午後1時半~3時半 区役所13階131会議室
 - ◆対象・定員等⇒55歳以上の区内在住・在勤者 先着50名(無料)
 - ◎ 参加希望の方は、事前に電話で墨田区生活経済課(25608-6182)まで



使っていない着物や貴金属を買い取ります!

突然自宅を訪ねて来る貴金属買取り業者の被害が増えています。

相談事例

突然「不要な着物や貴金属を買い取ります」と業者が訪ねてきた。 「貴金属などは、持っていない」と断ると、強引に「何かあるだろう」 と言われ、母の形見の指輪などを出してしまい、その場で現金を渡さ れた。後から考えると、買取り価格が安すぎるし、形見の品なので、 返してほしい。書面も何も渡されず、連絡先がわからない。



アドバイス

最近、家庭を訪問して着物や金などのアクセサリー類を買い取る業者に対する相談が増えています。突然来訪され、冷静な判断が出来ないまま手放してしまったというケースが多く見られます。貴金属の重量など正確な査定はなく、相場より安い価格で買い取られてしまいます。

相談事例のように、相手の業者が全くわからない場合は、どうにもなりません。 また、社名や連絡先がわかったとしても、自宅を訪問してきた業者に貴金属を渡してしまうと、取り戻せないことがほとんどです。

~ 買取りの場合、クーリング・オフはできません ~

業者が消費者の自宅を訪問して契約した場合でも、買取りの場合はクーリング・オフが出来ません。

- ① 買い取ってもらうつもりがないのであれば、対応せずに毅然として断ること
- ② 相手業者の連絡先等を確認すること 古物の取引を行う業者は都道府県の公安委員会の許可が必要です。消費者宅で古 物の買取りを行う時には、「古物商許可証」「古物行商従業者証」を携帯しなけれ ばなりません。契約前に業者の確認と「許可証」等の提示を求めましょう。
- ③ 何かトラブルがあったら、すみだ消費者センターに相談すること

困った時は お早めに ご相談を

すみだ消費者センター相談室

1000 --- まずは電話でご相談ください ----相談専用 ダイヤル 5608-1773

- ■相談日······月曜日~土曜日(土曜日は電話相談のみ) (日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)
- ■相談時間…午前9時00分~午後4時30分
- ■所在地…墨田区押上2-12-7-215号室 セトル中之郷内
- ●東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線「押上」駅A3出口徒歩3分
- ●東武伊勢崎線「業平橋」駅徒歩7分
- ●都営バス(墨38)「向島三丁目」バス停前



【編集·発行】墨田区産業観光部生活経済課消費者·勤労福祉担当 〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20 電話 5608-6184